令和４年度定期監査（前期）の指摘事項の措置状況（地方自治法第199条第14項）

１　教育委員会教育部

課名	指摘事項	措置状況
学校教育課（学校給食センター）	給食事業における賦課及び徴収事務について、同一部署で不適切な事務処理が散見している。部内で十分協議の上、今後の対応を検討されたい。	これまでの不適切な事務処理について、職員全体で再発防止に向けた協議の機会を設け、職員一人一人が具体的な事例を共有することで、常に未然のリスク回避を想定しつつ、賦課・徴収までの一連の事務及び債権管理にあたるよう、職員の意識と認識の改善を図った。 改めて、債権管理の根拠法令及びマニュアルに基づき、本業務に係る自己及び職員間の相互点検並びに、管理職による確認を徹底の上、定期的な打合せを設けながら、適正な事務執行に努めていく。 ［対応時期：令和５年１月］